

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

塩尻市から排出される温室効果ガスを削減するため、市民・事業所・市の各主体がそれぞれの役割に応じた取組を総合的、かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第19条第2項及び第21条に基づく計画であり、塩尻市環境基本計画における地球温暖化対策を具体的に推進していくための計画です。

3 計画の期間・目標年度

計画の期間は、政府実行計画と整合性を図るため、2050年度までとします。また、目標年度は、2030年度及び2050年度とし、本計画の基準年度は2013年とします。なお、社会情勢等、状況が大きく変化する場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 対象とする温室効果ガス

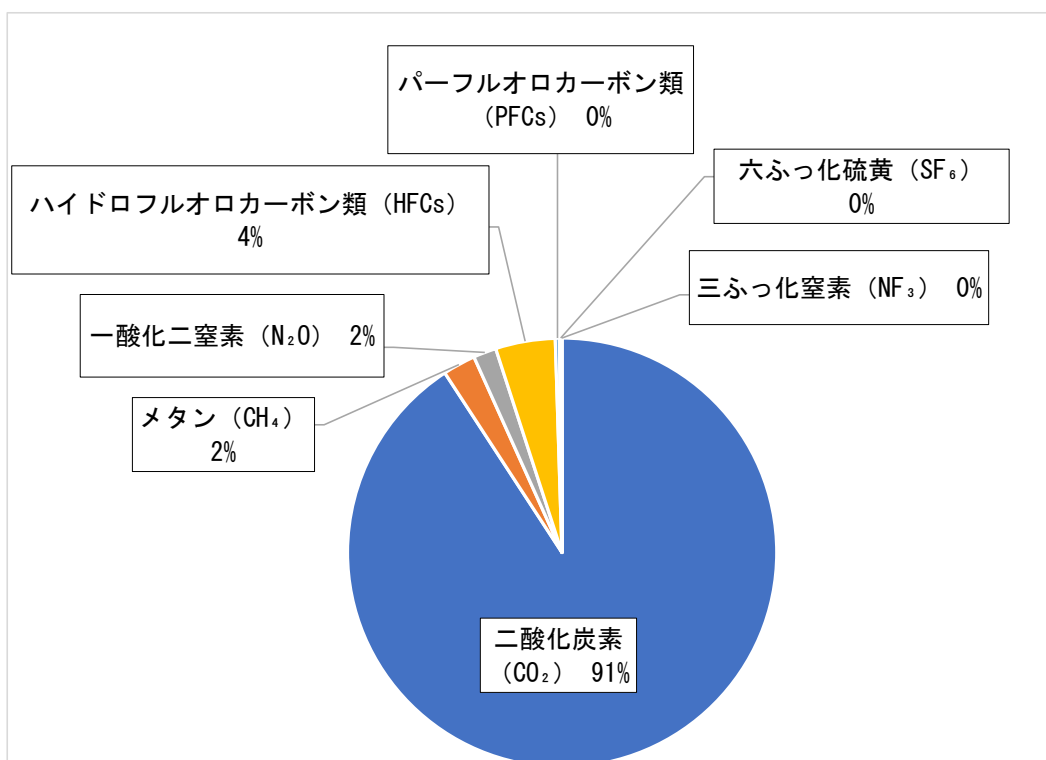
「地球温暖化対策推進法」において、対象とする温室効果ガスは7種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)としていますが、本実行計画では二酸化炭素の1種類を対象とし、その他のガスについては、排出量の把握が困難なことから対象としていません。

なお、2020年度の国全体の温室効果ガス排出量に占める二酸化炭素の割合は、91.0%となっています(日本国温室効果ガスインベントリ報告書による)。

表1 日本国内の温室効果ガスの割合(2020年度)

温室効果ガス	2020年 温室効果ガス排出量 (百万 t-CO ₂)	割合
二酸化炭素(CO ₂)	1,044	91%
メタン(CH ₄)	28.4	2%
一酸化二窒素(N ₂ O)	20.0	2%
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	51.7	4%
パーフルオロカーボン類(PFCs)	3.5	0%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	2.0	0%
三ふっ化窒素(NF ₃)	0.29	0%
計	1,150	100%

出典:日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2022年4月15日)



出典:日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2022年4月15日)

図 1 日本国内の温室効果ガスの割合(2020年度)

表 2 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象としているガスの種類	人為的な発生源	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼により排出される。全温室効果ガスの91%を占め、温暖化への影響が大きい。	○
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等、農業部門等から排出。	×
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや家畜のふん尿等、農業部門等から排出。	×
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤等に使用。	×
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体等製造用や電子部品の不活性液体等として使用。	×
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用として使用。	×
三ふっ化窒素 (NF ₃)	ふっ化物製造からの排出等	×